

②各種手当支援策

表7 家族関連現金支援現況

政策	保育所未利用児童の養育手当(2013)	養子縁組児童の養育手当	ひとり親家族の児童養育費	障害児手当
支援対象	満5歳未満の児童、全階層	養子縁組児童 一般(~15歳未満) 障害(~18歳未満)	最低生計費130%未満のひとり親家族の児童(満12歳未満)	次上位階層以下の障害児(満18歳未満)
支援金額	0~1歳:月20万 満1~2歳:月15万 満2~5歳:10万	一般:月15万ウォン 障害:重症(月627,000ウォン) 軽症(月551,000ウォン)	10万ウォン/月 25歳以上の未婚のひとり親家族、祖孫家庭の5歳未満児童には5万ウォン追加支援	重症:基礎生活受給者(20万ウォン) 次上位階層(15万ウォン) 軽症:10万ウォン

出典:福祉 ro (<http://www.bokjiro.go.kr/nwel/bokjiroMain.do#>)

③財政的優遇支援策

表8 経済的支援

事業名	事業内容	支援対象および支援内容
税制支援 (所得控除)	基本控除	・子ども1人あたり150万ウォン
	追加控除	・6歳未満子ども1人あたり100万ウォン ・出産、養子縁組の当該年度の該当こどもに200万ウォン
	多子追加控除	・子どもが2人の場合、追加で50万ウォン ・子どもが2人以上の場合、1人あたり追加で100万ウォン
	教育費控除(限度)	・乳幼児1人あたり300万ウォン ・小中高1人あたり300万ウォン ・大学生1人あたり900万ウォン ・障害人特殊教育費全額
	医療費控除(限度)	・子ども医療費のうち、総給与の3%超過金額(最大700万ウォン)
	保険料控除(限度)	・子ども保障型保険料(最大700万ウォン)
税制支援 (非課税)		・保育手当:月10万ウォン限度
国民年金出産 クレジット	国民年金加入者の場合、第2子以上出産の際には加入期間を追加認定	・第2子以上出産した国民年金加入者(子どもの数によって12~50ヶ月認定) ・1人あたり年平均260千ウォン

出典:『第2次低出産・高齢社会基本計画』

(2)サービス支援策

①国公立保育施設の拡充

韓国において、全体の保育施設の供給は不足していないものの、地域あるいは施設類型によって不均衡の問題が存在する。とりわけ、国・公立保育施設の待機児童の問題である。2013年時点

で、全体の保育施設 43,770 ヶ所のうち国・公立保育施設は 2,232 ヶ所と、全体のわずか 5.3%に過ぎない。保育児童の数から見ても、全体の定員 1,486,980 人のうち、国・公立保育施設に通う保育児童数は 154,465 人と、全体の 1 割しか占めない。

国・公立保育施設の拡充支援策は、低所得層の密集地域や農漁村などの保育施設の供給率の低い脆弱地域に優先設置する。子ども数やアプローチ型、低所得層の比率、保育施設の供給状況などを考慮し、総合的な分析を通じて、優先設置地域を選定する。また、民間施設の購入や廃止洞事務所など公共建物の遊休空間の活用、共同住宅における設置義務の保育施設の利ニューラルなど、多様な支援策を活用する。

②職場保育施設の設置

保育に対する企業の責任を強化し、企業労働者の保育負担を軽減するため、1991 年から職場保育施設を導入し、職場保育施設の設置および運営について支援している。具体的な支援内容については、以下の行を参照してほしい。

表9 職場保育施設設置支援

支援種類	支援内訳	支援限度	備考
無償支援	施設転換費	3 億ウォン (共通設置 6 億ウォン)	大企業:所要額の 60% 優先支援対象企業、乳児障害児施設:所要額の 80% 産業団地:所要額の 90%
	遊具備品費	5 千万ウォン (交替費 3 千万ウォン)	
	教師人件費	保育教師、保育施設の 長、炊事師 80 万ウォン/ 月	優先支援対象企業 120 万ウォン/月
	中小企業支援	120 万ウォン～520 万ウォン/ 月	保育施設の規模による
融資	施設建設費 施設購入費 施設賃貸費 施設改・補修費 施設転換費	7 億ウォン	返済:5 年据置 5 年均等分割返済 利回り:大企業 2%、優先支援対象企業(中小企業)1% 限度:最大 7 億ウォン(実所要額内) ・無償支援と融資を並行して最大 7 億ウォン(遊具備品費は別途) ・産業団地型共通職場保育施設は、無償支援と融資を合わせて最大 22 億ウォンまで支援 ・土地購入費は融資対象外である

現金支援のほかに、2005 年から常時勤労者 500 人以上または常時女性勤労者 300 人以上の企業に職場保育施設の設置を義務化している。職場保育施設の設置義務がある企業が設置していない場合には、保健福祉部と雇用労働部のホームページ、二つの日刊誌に 1 年間その事業主名を公表・掲載する。

③新婚夫婦の住居負担の軽減

まず、新婚夫婦を対象にした住宅ローンの支援である。国民住宅基金の住宅購入、全賃貸ローンを借りる際に、新婚夫婦に限って無住宅期間制限を廃止し、「労働者・庶民全賃貸ローン」制度の所得資格条件を新婚夫婦に限って夫婦合計所得 5 千万ウォン未満に対して年 3.5%の低金利で支援(年間 2.5 兆ウォン)をしている。

また、新婚夫婦や社会初年生、大学生などを対象とした「幸福住宅」事業がある。これは、新婚夫婦や社会初年生などの若者世代の住居不安定問題を解消し、住居福祉の向上のために、低価で

公共賃貸住宅を供給することである。2017 年までに公共用地や都市再生用地、公企業の保有土を活用して 14 万世帯を供給する予定であり、現在、全国で 46,515 世帯に提供している。

(3) サービス支援策

① 家庭内保育の強化

アイドルボミサービスの拡大である。時間制ケアや乳児の終日制ケアの支援を拡大し、健康家庭基本の改訂を通じてアイドルボミ事業の法的根拠を明確にする。

家庭内ケアサービス資格および管理に対する法的根拠を用意し、ケア人材の教育支援を行う。

② 民間育児施設サービスの改善

評価認証制度指標の高度化や運営システムの合理化などを通じて民間保育サービスの質的向上を図る。具体的に、有効期間の満了した保育施設に対して再評価を実施こと、評価認証結果の公開、認証参加を誘導するためのインセンティブなどである。また、保育施設の評価認証制度と連携して、民間保育施設の公共型・自律型保育施設への転換を許可し、保育人材の専門性を向上させることなどがある。

③ 需要者中心の育児支援サービスの拡大

共働き世帯のためのオーダーメイド型サービスを拡大する。時間延長保育の活性化のため、時間延長型保育料支援や時間延長保育教師の人件費支援を拡大する。

また、地域のケア事業の活性化である。全国の健康家庭支援センターを通じて、「家族結い」グループを構成し、子どものケアに対する結いや近隣間の連携を活性化させる。

④ 私教育費軽減対策

「公教育の競争力向上を通じた私教育費軽減対策」を制定・推進する。学校自律化や教員評価制度などを通じて、公教育の競争力を強化し、入試制度の改善を通じて私教育の誘発要因を改善する。また、私教育による教育機会の格差を防止するため、EBS(教育放送)や放課後学校などの私教育代替サービスを強化する。

(4) 柔軟な働き方支援策

① 親支援としての育児休業制度

韓国の育児休業は、満 8 歳までの期間中、自由に時期と期間を定めて、1 年まで(共働き世帯の場合、夫婦合わせて最長 2 年)取得できる制度である。休業中は、休業前賃金の 40%が支給される。なお、2014 年 10 月より、男性の育児休業取得促進の観点から導入された「父親の月」制度において、2 番目に育児休業を取得した人の初めの 1 か月間は休業前賃金の 100%(上限 150 万ウォン)支給する。これは、一般的に男性の取得期間が 1 か月未満であり、短期間でも男性の育児休業取得を促進するためである。また、育児が親の共同責任であることを強調するため、「育児休業」という名称を「親育児休業」に変更する法律改定案を国会に提出している。

また、配偶者出産休暇制度があり、2008 年より、配偶者が出産した場合に、出産日から 3 日は有給で休暇が取得でき、さらに無給で 2 日の休暇が認められている。本制度において、休暇申請者が 3 日未満を申請したとしても、事業主は 3 日以上休暇を付与しなければならない。

② 柔軟な働き方の拡散

公共部門において、5 分野 9 類型の多様で柔軟な勤務制度を導入する。詳細は表 10 を参照。また、「家族親和企業認証制度」の導入もされ、企業の積極的な導入を促進している。

表 10 柔軟な働き方の推進

区分	類型	概念	業務・政策対象
勤務形態 (Type)	時間制勤務 Part-time work	・Full-time 勤務より短い時間を勤務	すべての業務
勤務時間 (Time)	時差出退勤制度 Flex-time work	・1日8時間(40時間)勤務体制を維持 ・出勤・退勤時間を自律的に調整	すべての業務 育児中の者など
	勤務時間選択制 Alternative work schedule	・1日8時間に限らず週40時間範囲内で1日の勤務時間を自律的に調整	研究職、 育児中の者など
	集約勤務制 Compressed work	・総勤務時間(週40時間)を維持しながら集約勤務でより短い期間(5日未満)を勤務	研究職
	裁量勤務制 Discretionary work	・機関と公務員個人が別途契約によって与えられた業務の完了した際に勤務時間として認める制度	研究職、KTV 製作など
勤務方法 Why	集中勤務制 Core-time work	・核心勤務時間を設定し、この時間には会議、出張、電話などを志向し、業務に集中する	政策、企画業務機関など
勤務服装 Dress	柔軟服装制 Free-dress code	・年中に自由で便利な服装を着用する	すべての機関
勤務場所 Place	在宅勤務制 At-home work	・業務を自宅で行う	個別・独立的な業務、 障害人、育児中の者など
	遠隔勤務制 Telework	・住居地近隣の遠隔勤務事務室にて勤務 ・モバイル機器を利用して事務室以外の場所で勤務	統計調査、施設管理、 食医薬品監視業務等

3. 少子化対策と財政

福祉支出の現況を見ると、韓国では OECD 平均(22%)の半分以下であることがわかる(表 11)。同高齢化率(韓国基準 2012 年の 11.8%)の時点を基準に、福祉支出の対 GDP 比を見ると、主要先進国のレベルに近づいている。2000~2009 年の公共社会福祉支出の増加率は、年平均 14.7%であり、OECD 平均(7.2%)の 2 倍である。なお、2009 年以降の公共社会福祉支出の対 GDP 比を見ると、2010 年に 9.2%、2011 年に 9.1%、2012 年に 9.3%と、停滞状態にある(表 12)。

韓国の少子化対策予算(表 13)は、2006 年の対 GDP 比 0.2%から、2013 年には対 GDP 比 1%ほどに増加している。なお、出生率の回復に成功したフランス(2009 年 3.98%)やスウェーデン(2009 年 3.75%)に比べて依然として低い水準である。一方で、少子化対策予算のうち、保育予算の対 GDP 比が 0.9%と、保育財政の割合が非常に高く、予算配分の優先順位やミスマッチの問題が存在する。保育財政(無償保育政策)の伸びが、2010 年 6.1 兆ウォンから 2013 年 12.2 兆ウォンと倍増し、それも見直しが議論されており、無償保育がいつまで続くかは不透明である。

表 11 福祉支出の現況(対 GDP 比, 2009 年, %)

区分	韓国	スウェーデン	フランス	ドイツ	日本	イギリス	アメリカ	OECD 平均
公共社会福祉支出	9.6	29.8	32.1	27.8	22.2	24.1	19.2	22.1
社会福祉支出	10.5	30.2	32.4	29	23	25	19.5	22.7

注:①公共社会福祉支出:一般政府支出(公共扶助、福祉サービス等)+社会保険(年金、健康保険等)

社会福祉支出:公共社会福祉支出+法定民間支出(法定退職金、産前後休暇給与等)

②韓国における 2012 年の公共社会福祉支出の対 GDP 比は、9.3%である。

出典:関係部署合同(2014)『第 1 次社会保障基本計画(2014~2018)案』p.180

表 12 同高齢化率時点の公共社会福祉支出

	韓国	アメリカ	日本	オーストラリア	カナダ
比較年度	2012	1984	1989	1994	1993
公共社会福祉支出(%)	9.3	13.2	11	15.3	20.9

出典:関係部署合同(2014)『第1次社会保障基本計画(2014~2018)案』p.180

表 13 少子化対策予算対 GDP 比 (兆ウォン、%)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
予算	2.1	3.1	3.8	4.8	5.9	7.6	11.1	13.5	14.9
対 GDP 比	0.22	0.3	0.34	0.42	0.47	0.57	0.81	0.95	—
保育財政					6.1	7.3	8.7	12.2	
対 GDP 比					0.5	0.6	0.6	0.9	—

注:2006~2013 年は実測値、2014 年は「韓国政府、2014 年度中央部署施行計画」上の予算である。

出典:イ・サムシク(2015)「人口政策の現況と課題」『保健福祉フォーラム』2015 年 1 月号、p.38

四、少子化対策の評価

では、以上の少子化対策がどのように評価されているのか。韓国保健社会研究院(2015)『第1次・第2次低出産・高齢社会基本計画における評価と示唆』(第4期第1次低出産・高齢社会委員会資料)からその議論を整理する。

1. これまでの少子化対策の成果

少子化対策の成果としては、以下の4点が挙げられている。

1. 女性に集中していた出産・子育て責任における国家・社会・男性役割分担の契機を用意
2. 健康な妊娠・出産のための国家支援体系の構築、ハイリスク妊娠などに対する体系的支援の強化
3. 「仕事中心」から「仕事と家族生活の調和」への転換の契機を用意
4. 人口問題解決のための汎政府対応体系の構築

財政投資の強化:基本計画予算(対 GDP 比)2006 年 0.5%—>2013 年 1.5%

そのうち、少子化対策において、2006 年 0.2%—>2013 年 1.0%

分野別の成果としては、「仕事と家庭の両立支援」「結婚・出産・子育て負担の軽減」「移民政策関連」として、諸政策の推進結果として、以下に整理できる(表 14~16)。

表 14 少子化対策推進成果:仕事と家庭の両立支援政策

	第2次基本計画制定時の問題点	第2次基本計画改善事項 (2014 年基準)	推進結果
休暇休職制度の拡大・改善			
育児休職制度の改善	・低い育児休職給与、定額 50 万ウォン ・休職期間が長いほど雇用への復帰率が減少	・休職給与 40%定率制(上限 100 万ウォン、下限 50 万ウォン) ・給与の 15%を復帰後 6 か月継続勤務の場合に一括支給	・育児休業利用者:2010 年 41,733 名→2014 年 11 月 70,881 名
産前後休暇等の制度改善	・非正規職は利用しにくい	・妊娠・出産後の継続雇用支援金の支援を契約期間終了即時または出産後 15 か月以内 1 年以上の雇用契約締結の雇用主に拡大	・出産前後休暇利用:2009 年 58,368 名→2013 年 90,507 名 ・非正規職再雇用支援金:2013 年 286 名

柔軟な働き方の拡散			
柔軟な勤務制度の拡散	・硬直的勤務時間の慣行、柔軟な勤務による不利益に対する先入観などで導入したものの活用度が不十分	・柔軟な勤務制度関連の政府業務評価指標の強化 ・時間選択制度における一般職公務員の新規採用制度導入	賃金労働者のうち柔軟勤務制度の利用率: 2012年 13.4%→2013年 16.1%
柔軟な勤務形態の導入環境醸成	・短時間勤務者を全日制勤務者と同一に1人と算定(追加雇用の企業に不利) ・短時間勤務者採用時、全日制勤務者に比べて低い割合で算定(政府支援上不利)	・柔軟な勤務制度の導入環境を醸成するため、常時勤労者数の算定基準を改善 ・柔軟な勤務制度に対する広報及び先進事例の発掘・推進 ・スマートワークセンターの構築及び運営	・スマートワークセンターの利用機関:2011年 38カ所→2013年 137カ所
ファミリー・フレンドリー職場・社会環境の醸成			
職場保育施設の設置及び活性化	・職場保育施設の設置義務事業主における義務履行状況が低調	・認定基準の緩和(5階設置可能、屋外遊び場、近所遊び場選択可能) ・設置費支援の拡大(単独3億ウォン、共同6億ウォン) ・教師人件費の拡大(120万ウォン) ・義務未履行企業の公表	・義務事業主のうち職場保育施設の設置:2010年 312カ所(義務事業主の37.5%)→2013年 534カ所(49.7%)
ファミリー・フレンドリー社会環境の醸成	・超過勤務の慣行 ・長時間勤務の持続	・コンサルティング、教育広報、指導監督など	月平均勤務時間:2010年 184.7時間→2014年 10月 181.1時間

出典:イ・サムシク(2015)「人口政策の現況と課題」『保健福祉フォーラム』2015年1月号、p.44

表15 少子化対策推進成果:結婚・出産・子育て負担の軽減

	第2次基本計画制定時の問題点	第2次基本計画改善事項(2014年基準)	推進結果
家族形成に有利な環境醸成			
新婚夫婦の住居負担の軽減	・所得基準が厳しく、共働き新婚夫婦のほとんどが除外(勤労者・庶民住宅購入ローン:夫婦合計年間所得2000万ウォン未満、住宅賃貸資金ローン:夫婦合計年間所得3000万ウォン未満)	・住宅購入資金ローン:夫婦合計6000万ウォン、初めて7000万ウォン ・勤労者庶民住宅賃貸資金:夫婦合計5500万ウォン ・住宅特別供給(幸福住宅等)	
妊娠・出産に対する支援拡大			
妊娠・分娩脆弱地域に対する医療支援強化	・脆弱地域の産婦人科、診療インフラ不足 ・高危険妊娠の増加による低体重児や未熟児の増加	・分娩脆弱地域における産婦人科設置・運営、機器費用、運営費用の支援 ・新生児集中治療室の拡充費用支援(施設・機器費用15億ウォン、運営費1.4億ウォン)	・分娩脆弱地域: 2011年 52市・郡→2014年 46市・郡 ・新生児集中治療室: 2011年 1,355カ所→2012年 10月 1,444カ所
妊娠・出産費用支援の拡大	・妊娠・出産診療費の提供、不妊夫婦への支援が不十分	・全国世帯月平均所得150%未満の不妊夫婦への補助生殖術支援(6回) ・妊娠・出産診療費支援50万ウォン	不妊夫婦支援: 2010年 62,412件→2013年 64,584件
母性および乳幼児健康管理の強化	・高齢妊娠などの高危険妊娠、低体重出生児、未熟児の増加	・マザーセイフプログラム ・乳幼児健康診断サービス ・高危険妊婦への別途診療費支援	
産婦・新生児への	・核家族化などによって、産後調理院	・全国月平均所得50%未満の家庭	・産婦新生児ヘルパーの

ルバー支援	の利用が増加(費用負担、感染危険など)	(所得水準によって差等支援)	受給者: 2010年 57,299名→ 2013年 58,569名
出産・子育て費用の支援拡大			
保育・教育費支援の拡大	・子育て家庭の経済的負担軽減	・保育料支援を全階層に拡大	
養育手当の支援拡大	・保育施設未利用の乳児における養育手当の受給が不十分	・養育手当対象の拡大(0~満5歳児、全階層)	養育手当受給者: 2010年 68千名→ 2013年 10月 1,033千名
多子家庭に対する社会的優遇拡大	・多子家庭への優遇雰囲気への定着努力	・第2子以上の大学生に国家奨学金優先支給 ・多子家庭税制支援、住宅支援(供給量拡大、ローン金利優遇)	
私教育費軽減対策の推進	・私教育機関利用の子ども増加	・「公教育正常化促進特別法」発議 ・私教育費軽減案を模索するための国民インライン政策討論会の開催 ・不法・脱法運営学院の指導・点検	
多様で質の高い養育支援インフラ拡充			
脆弱地域における国・公立保育施設の拡充	・保育施設供給の地域別、施設類型間の不均衡	・国・公立保育施設の新築 ・共同住宅リフォームなど	・国・公立保育施設の拡充:2013年 97カ所 ・農村共同アイドルボムセンター:2013年 3カ所 ・移動式遊び場:2013年 3カ所
民間育児施設のサービス改善	・民間育児施設に対する親の低い満足度	・評価認証管理の強化 ・公共型保育施設の拡大(2013年 1,492カ所) ・補修教育の拡大(2013年 65,667名)	・民間保育施設の満足度:2009年 3.61→2012年 3.7
利用者中心の育児支援サービスの拡大	共働き増加、夜間勤務などの勤労形態や勤務時間の多様化により、多様な保育サービスへのニーズ	・保育教師人件費支援の拡大 ・保育施設の事前利用申請制度の導入及び施行 ・共同育児分かち合い場の拡大(2013年 72カ所)	・乳児、時間延長、休日、24時間保育施設:2010年 8,136カ所→2013年 10,274カ所
アイドルボミサービスの拡大	多様なケアニーズに満たさない	・低所得層就業親への時間制支援(2013年 4.7万世帯) ・小学校放課後児童支援時間の拡大(720時間)	
乳児に対する家庭内ケアの活性化	信頼して預けられる家庭内ケアサービスの不足	・アイドルボミ事業終日制、年齢24か月まで拡大 ・民間ベビーシッター教育	

出典:イ・サムシク(2015)「人口政策の現況と課題」『保健福祉フォーラム』2015年1月号、p.46

表 16 少子化対策推進成果: 移民政策関連

	第2次基本計画制定時の問題点	第2次基本計画改善事項(2014年基準)	推進結果
外国国籍同胞、外国人材活用			
外国国籍同胞の活用および優秀外国人材の誘致	・同胞における社会統合の容易性および同民族力量強化の次元から入国および就業優遇の必要性 ・グローバル経営を通じた国家競争力	・在外同胞の中で特別帰化および簡易帰化などの国籍取得要件を満たした場合には永住権(F-5)付与。	在外同胞(F-4)資格の国内在留者数:158,714名(2013.11)

	強化のための国家間海外優秀人材誘致の深化	<ul style="list-style-type: none"> ・同胞技術教育制度の施行 ・優秀人材誘致のための電子ビザ制度を導入(2013.3) ・ポイント評価制度による居住資格(F-2)付与 	
外国人雇用許可制度の早期定着	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人勤労者が韓国生活の中で経験する様々な問題の解決と社会的適応のための政府次元の支援および事後管理の不足 ・雇用許可制の運営過程において、企業ニーズの反映不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人材相談センターを通じた相談・滞在活動支援および外国人勤労者権利保護協議会の運営 ・導入人材に対する年中供給計画を事前に確立および人材不足業種の追加雇用支援 ・熟練外国人材活動のための誠実勤労者再入国制度の適用対象の拡大 	
多文化社会適応社会統合プログラムの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚移民者のための政策を推進してきたものの、政策領域間の連携不足などでシナジー不足 ・血統重視の伝統的影響で外国人に対する排他的人種差別の行為が存在するものの、多文化社会への適応教育は不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化家族支援センターを通じた one-stop サービス、子どもに対する言語および教育サービスの提供 ・外国人総合案内センターを通じた国内滞在外国人の社会的適応支援 ・外国人と共にする文化教室 ・ユネスコスクールネットワークなどを通じた国民認識改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年 217カ所 ・2013年相談件数：1,249,050件 ・文化教室：2013年 323カ所 ・ユネスコスクール：2013年 166カ所

出典：イ・サムシク(2015)「人口政策の現況と課題」『保健福祉フォーラム』2015年1月号、p.48

2. これまでの少子化対策の限界

一方で、少子化対策の限界については、「Ⅰ. 投資増加や多様な政策の実行に対して、出生率の向上に失敗。保育などの必要条件は設けたものの、十分条件は欠如している」「Ⅱ. 人口変動の社会経済的影響に対する対応の不十分。社会・経済体質改善に消極的」といったことが指摘されている。具体的な個別領域と関連させて、以下のような政策評価がなされている。

Ⅰ. 投資増加や多様な政策の実行に対して、出生率の向上に失敗。保育などの必要条件は設けたものの、十分条件は欠如している

- 1) 政策間の不均衡による低い政策体感度
- 2) 少子化の主要原因である晩婚・未婚に対する対策の不足
- 3) 育児支援サービスの量的拡大にもかかわらず、多様なニーズや質的ニーズへの対応不足。子育て家庭の特性(親、子どもなど)を考慮しなかった画一的な12時間保育への投資に集中。
- 4) 生まれた子どもの健康で安全な成長のための体系的対策の不十分
- 5) ミクロ的アプローチによる社会構造的な原因などの根本的解決の不十分
 - 労働市場において、能力より学歴、出身校中心の雇用差別
 - 教育において、入試中心の教育における私教育費の増加
 - ⇒ 子育ての高費用社会構造
 - ⇒ 費用支援が重点であり、投資対効果が少ない
- 6) 制度の枠組づくりにもかかわらず、過去の文化・慣行持続のための仕事と家庭調和の実践の不備
 - ・長時間勤務：OECDのなかで最下位(年間労働時間データ)
 - ・結婚・出産時の経歴断絶
 - ・共働きの普遍化にもかかわらず、男性の育児・家事参加度が低い(男性の子育て・教育時間データ)
 - ・中小企業における仕事と家庭の調和のための実践支援が不十分

育児休業制度の運営:300人以上の事業主 98.0%、30~99人事業主 51.0% (2013)

II. 人口変動の社会経済的影響に対する対応の不十分。社会・経済体質改善に消極的。

- 1) 人口減少に対応する中長期総合対策の用意・実践が不十分
 - ・学齢人口減少への対応
 - ・国防人的資源減少への対応
 - ・農村空洞化への対応
- 2) 成長動力維持のための中長期総合対策の制定・実践が不十分
 - ・労働力不足へ対応する中長期総合対策の不足
 - ベビーブーム世代の退職の本格化による労働力不足が深刻
 - ・高齢化と連動した財政体系の改編
 - 労働力減少、内需緊縮→租税基盤の弱化→財政収支の悪化

3. 今後の少子化対策の課題

『第3次基本計画の重点推進課題(案)』(第4期第1次低出産・高齢社会委員会資料)によれば、第3次基本計画のポイントとしては、「選択と集中」「構造的問題への対応」「実践・定着」がキーワードとして議論されている(表17)。

表17 第2次基本計画と第3次基本計画の相違点

第2次基本計画	第3次基本計画
<羅列式対策> 政策目標、標的化が不十分	<選択と集中> 晩婚、共働きに標的化
<現象的な問題に対処> 保育・出産支援プログラムが中心	<構造的問題への対応> 雇用、住居、教育など
<「制度導入」が中心> ベンチマークを通じた制度導入に集中	<「実践・定着」が重点> 環境醸成と文化・形態の革新

出典:保健福祉部「第3次基本計画案」報道資料、2015.2.5

具体的な個別領域で見ると、以下のような点が重点課題として挙げられている。

- 1) 晩婚化の緩和
 - ・結婚文化・認識の改善:高費用婚礼文化の改善、青少年期結婚・出産教育の強化
 - ・新婚の住居負担の軽減:新婚夫婦用住宅供給の活性化、住宅資金支援方式の多様化
 - ・青年雇用の活性化:青年層の早い社会進出支援、能力中心採用文化の拡散
- 2) 共働き世帯の低い出生率への対応
 - ・公教育正常化を通じた私教育負担の軽減
 - ・安心保育システムの強化:運営・評価における親参加、良質の保育教師の養成および処遇改善
 - ・親のニーズに応じたオーダーメーダー型保育
 - ・企業における仕事と家庭の調和の定着:仕事と家庭の調和の実践力の向上、長時間労働の改善、職場保育所の設置拡大、中小企業における育児休業の活性化、育児期勤労時間短縮の期間・利用回数拡大
 - ・男女平等の家族文化の拡散:男性育児休業の活性化
- 3) 出産・養育に対する社会的責任強化
 - ・妊娠・出産における国家責任強化

- ・子ども生活の質における満足度の向上
- ・子育ての社会的保護

五、結論

以上、韓国の少子化対策の現状と原因の概観をふまえ、その成果と限界についての韓国国内の議論を整理してきた。日本への示唆点としては、次の点が挙げられる。

第一に、少子化の問題を、結婚・出産・子育ての問題にとどまらず、雇用問題、住宅問題と構造的な問題としてとらえ、住宅政策も個別対策として具体化した体系化を行っている点である。第3次基本計画のキーワードにも、従来の、「現象的な問題への対処(保育・出産支援プログラム)から、「構造的な問題への対応(雇用、住居、教育など)」と打ち出されていた。若年失業率が漸次上昇し、若年雇用問題、住宅問題、教育問題への少子化対策としてのアプローチは、日本の少子化対策としても参考になる点が多いに含まれていると考える。

第二に、少子化対策としての移民政策分野の具現化である。韓国では、「外国国籍同胞の活用および優秀外国人材の誘致」「外国人雇用許可制度の早期定着」「多文化社会適応社会統合プログラムの活性化」といった分野について第二次計画の振り返りとその課題が提示されていた。日本も韓国のように、移民政策を少子化対策の軸として位置づけ、人材誘致から家族政策にわたり、その政策的課題を、「成長戦略」としてだけではなく、体系的な多文化家庭の家族政策として体系化していくことが求められる。

第三に、少子化対策に関する政策評価の体系化とその公表についてである。韓国では、上述したように「Ⅰ. 投資増加や多様な政策の実行に対して、出生率の向上に失敗。保育などの必要条件は設けたものの、十分条件は欠如」「Ⅱ. 人口変動の社会経済的影響に対する対応の不十分。社会・経済体質改善に消極的」と厳しい評価がなされ、個別政策の課題が具体的に列挙された体系的な政策評価が模索されている。日本でも政権ごとに少子化対策の計画が策定されているが、従来の少子化対策に対する体系的な政策評価については、新エンゼルプランの政策評価(総務省 2004)、「重要対象分野に関する評価書—少子化社会対策に関連する子育て支援サービス—」(文部科学省)などが挙げられ、また、厚生労働省(2014)「21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査特別報告書(10年分のデータより)」では、結婚・第一子出生、第二子出生、希望子ども数に関する貴重な分析がパネルデータをもとに提出されている。個別政策と出生率の因果関係は単純ではないが、日本でもこれまでの少子化対策の評価を体系化し、その成果と限界点を公表して国民的論議にすることが求められるのではないだろうか。

参考文献(韓国語)

- イ・サムシク(2015)「人口政策の現況と課題」『保健福祉フォーラム』2015年1月号、pp.36-49
- イ・サムシク(2014)『超低出産・超高齢社会の危機と対応方案』韓国保健社会研究院
- イ・サムシク、イ・ジヘ(2014)『超低出産現象の持続原因と政策対応』韓国保健社会研究院
- イ・サムシクほか(2013)『韓中日人口動向と人口戦略』韓国保健社会研究院
- イ・サムシク、チェ・ヒョジン(2012)『住居形態と結婚・出産間の連関性分析』韓国保健社会研究院
- 関係部署合同(2015)『第3次低出産・高齢社会基本計画制定方向』
- 関係部署合同(2015)『第3次低出産・高齢社会基本計画主要検討課題(案)』
- 韓国保健社会研究院(2015)『第1・2次低出産高齢社会基本計画における評価と示唆』
- 国土交通部・韓国住宅総会社(2014)『幸福住宅案内資料』
- シン・ユンジョン、イ・ジヘ(2012)『国家社会政策としての統合的な低出産政策の推進法案』韓国保健社会研究院
- ソ・ムンヒほか(2012)『2012保育実態調査』保健福祉部・育児政策研究所
- 大韓民国政府『第2次低出産・高齢社会基本計画(2011-2015)』
- チョン・ソンホ(2012)「低出産政策の効果性に関する研究」『韓国人口学』第35巻第1号、

pp.31-52.

チュ・ジェソンほか(2014)『韓国のジェンダー統計』韓国女性政策研究院

保健福祉部 http://www.mw.go.kr/front_new/index.jsp

教育部 <http://www.moe.go.kr/main.do>

国土交通部 <http://www.molit.go.kr/portal.do>

統計庁 <http://kostat.go.kr/portal/korea/index.action>

参考文献（日本語）

厚生労働省(2014)「21 世紀出生児縦断調査及び 21 世紀成年者縦断調査特別報告書（10 年分のデータより）の概況」

相馬直子(2013)「韓国：家族主義的福祉国家と家族政策」鎮目真人・近藤正基編『比較福祉国家：理論・計量・各国事例』ミネルヴァ書房、310-335.

総務省(2004)『少子化対策に関する政策評価書（新エンゼルプランを対象として）』

シンガポールにおける高齢化の民族格差

菅 桂太（国立社会保障・人口問題研究所）

本稿では、1970年から2010年のシンガポールにおける人口変動を概観して主要民族別にその要因を探り、この地域における今後の高齢化の動向への含意を探ることを目的とする。

一般に、ある地域の人口は出生、死亡及び移動によって変化する。また、これらは男女・年齢の強い関数であり、15～49歳女子人口が多いと出生率が低くても出生数は多くなり、女性よりも男性かつ高齢の方が死亡率は高くなるため高齢男性が多い社会ほど死亡数は多い。このように人口変動を観察する基準となる期首の人口の男女年齢構造はその後の変動に大きな影響を及ぼし、ある一定の人口規模がある地域において、人口転換を経験した社会において人口移動が人口構造に甚大な影響を及ぼさないならば、年齢構造の高齢化と死亡水準が高くなる高齢人口における性比の乱れは普遍的に回避が困難な事象であるといえよう。

一方、人口移動については地域の特性によってパターンが異なり、出生や死亡といった他の要因と比べても期間変動が大きい。今後の変動を見通すことは困難な要因であるものの、規模が小さな地域ほど人口変動に及ぼす影響も強くなり、シンガポールの人口変動でも重要な役割を果たしてきた可能性がある。就業機会の多い都市地域が若年人口の転入を受け入れるというパターンは広く観察されており、シンガポールにおける人口変動で果たした役割も十分検討されるべきものである。とくに、都市部において人口移動により再生産年齢の女子人口が増加すると出生数も増加するという若返り効果がある。シンガポールでは出生力の水準及びその変動パターンに民族間の格差があることが指摘されており、人口移動が民族別人口の変動に果たしてきた影響には関心がもたれよう。

本稿では、このような観点からシンガポールにおける資料が利用可能な1970年から2010年の人口変動を、人口の約75%を占める中国系と約15%を占めるマレー系の別に概観する。また、出生、死亡及び移動が人口増加率に及ぼした影響と年齢割合の変化に及ぼした影響を民族別に探り、この地域の今後の高齢化の趨勢について含意を得ることを狙う。次の章でまず利用する資料と分析の手法について概観し、続く各章でシンガポールにおける主要民族別の人口の動向と変動要因を述べる。最後に簡単にまとめ、次年度以降の課題を指摘する。

1. 利用する資料と手法

分析に用いるデータはすべてシンガポール政府（統計局及び移民局）で編纂・公表された統計表による。利用するデータ及び各変数の利用可能な年次を表1に整理した。

まず、男女年齢別人口については、戦後 1970 年以後 10 年おきの人口センサス及び 1995 年以後 10 年おきに実施されミニセンサスと呼ばれる一般世帯調査 (General Household Survey) がある。センサス及びミニセンサスの実施中間年においては、シンガポール統計局が毎年中央人口を推計しており、統計年鑑に掲載される。なお、1990 年以後の中央人口推計値はシンガポール市民と永住権保有者からなるシンガポール在住者に関するものである。また 2000 年以後の人口センサスも登録人口を基礎にした調査 (register-based census) によって実施されており、近年シンガポールではほとんどの集計表はシンガポール在住者のみを対象としたものになっており、最近では公表される中央人口推計値は 1980 年から 1989 年についてもシンガポール在住者を対象とするようになってきている。このため、1990 年以後の期間について男女年齢別民族別の総人口を入手することはできず、厳密には 1970～1989 年以前の期間と 1990 年以後の期間で連続性を欠くことになる。総人口にしめる在住人口の割合は 1970 年 97.1%、1980 年 94.5%、1990 年 89.8% であり、1970～1990 年の間増加傾向にあったことに注意が必要である。

表 1 利用する民族別のデータ及び利用可能な年次

項目	利用可能な年次	出典
男女, 年齢5歳階級別 総人口 ^{注1)}	1968～1990年各 年	Yearbook of Statistics Singapore, Singapore Census of Population(1970, '80, '90)
男女, 年齢5歳階級別 在住人口 ^{注1)}	1990年以後各年	Yearbook of Statistics Singapore, Singapore Census of Population(1990, 2000, 2010), General Household Survey(1995, 2005)
男女, 年齢5歳階級別 死亡数 ^{注2)}	1957年以後各年	Report on the Registration of Births and Deaths Statistics ^{注3)}
月別, 子の男女別出生 届出数	1953年以後各年	Report on the Registration of Births and Deaths Statistics ^{注3)}

注1) 最年長の年齢階級が年次によって異なる。1968～1969, 1971～1979, 1981～1989, 1991～1993年は70歳以上, 1994年は75歳以上, 1995～1999, 2001～2004年は80歳以上, 1970, 1980, 1990, 2000, 2005～2010, 2011年については85歳以上まで利用可能である。

注2) 4歳以下の死亡は各歳別に得られる。最年長年齢階級は一貫して85歳以上である。

注3) 1979年以前はReport on the Registration of Births and Deaths and Marriages等タイトルが異なる。

死亡数に関するデータとして人口動態統計 (Report on Registration of Births and Deaths) による死亡届出件数がある。シンガポールでは 1878 年以後人口動態統計が作成されており、ここでは 1970 年以後の各年報告書に掲載されている男女年齢 5 歳階級別民族別死亡数を利用する。また、出生数についても、1970 年以後の人口動態統計による月別子の男女別出生届出数を用いる。

(国際) 人口移動については、これらの統計を用い人口学の基本方程式を用いて推計する。基本的な考え方は、人口の期間変動については下に示す (1) 式の関係があるため、静態人口、出生、死亡に関するデータを用いて、この間の人口移動を逆算するというものである。ただし、後で述べるように利用可能なほとんどのデータの年齢区分は 5 歳階級であり各歳のものとは利用できず、人口センサスの中間年では 70～84 歳の年齢 5 歳階級別人口も得られないことから、分析する期間の長さを 5 年とし、1970 年から 5 年毎の人口変動につ

いて検討することとした。

$$P^t = P^{t-5} + B^t - D^t + M^t \cdots (1)$$

P^t t年の年央人口

B^t t-5年7月からt年6月の出生数

D^t t-5年7月からt年6月の死亡数

M^t t-5年7月からt年6月の転入超過数

人口移動（転入超過数）が推定されると、人口の期間変動は自然増減（出生・死亡）と社会増減（人口移動）に分解されることになる。年齢別人口についても、出生コーホート別に同様の関係が成立するため、自然増減と社会増減を分解することができる。

$$P_x^t = B_x^t - D_x^t + M_x^t \cdots (2)$$

P_x^t t年にx~x+4歳の年央人口

B_x^t P_{0-4}^t （期末0~4歳）についてはt-5年7月からt年6月の出生数

P_{x-x+4}^t （ $x \geq 5$ 、期末5歳以上）については $P_{x-5-x-1}^{t-5}$

D_x^t t-5年7月からt年6月にx-5~x-1歳からx~x歳になるコーホートに起こる死亡数

M_x^t t-5年7月からt年6月のx-5~x-1歳からx~x歳になるコーホートの転入超過数

(2) 式は、期末0~4歳と5歳以上の年齢について（出生数 B_x^t と期首人口 $P_{x-5-x-1}^t$ は）別に標記されることが多いが、年齢別人口の変動を考える際には期末人口に対応するコーホート集団の期首人口を統一的に捉えと便利である。すなわち、年齢3区分のように集計された人口について、(2) 式の関係をも(3) 式のように用いることができる。

$$\begin{aligned} \sum_{x=a}^{\bar{a}} P_x^t &= \sum_{x=a}^{\bar{a}} (B_x^t - D_x^t + M_x^t) \\ &= \sum_{x=a}^{\bar{a}} P_x^{t-5} + (P_{a-5}^{t-5} - P_a^{t-5}) - \sum_{x=a}^{\bar{a}} (D_x^t - M_x^t) \end{aligned} \cdots (3)$$

たとえば、15~64歳人口の変動を例にとると、期末15~64歳人口は、期首15~59歳人口（期首60~64歳人口は含まれない）と期首10~14歳人口及びこの集団に発生する死亡者・転出超過を除くものになる。年齢3区分人口では、15歳以上の人口について出生による自然増は起こらないが、時間の経過にしたがって対象とするコーホート集団の年齢が上がることによって、年齢別人口は変化するという要因を考慮しなければならない。本稿で

はこのような要因による年齢別人口の変動($P'_{a-5} - P'_a$)を「出生及び年齢構成の変化」と呼ぶ。

以上のように(2)式を用いて自然増減と社会増減を分解するが、シンガポールにおいて利用可能な死亡データは発生時満年齢別のものであり、上記(2)式に対応するコーホートの死亡数は得られない。そこで、期首年・期末年の簡易生命表を男女民族別に作成し、生命表生残率の年齢別平均をこの間のコーホートの生残率とみなすこととした。具体的には、年齢別中央死亡率を(4)式で計算し、(5)式で死亡確率を得る。

1~4 歳	${}_4m_1(t) = \frac{D'_{1-4}}{P'_{1-4}}$	0 歳	$q_0(t) = \frac{D'_0}{B'}$
5~9 歳	${}_5m_5(t) = \frac{D'_{5-9}}{P'_{5-9}}$	1~4 歳	${}_4q_1(t) = \frac{{}_4m_1(t)}{\frac{1}{4} + \frac{1}{2}{}_4m_1(t)}$
...			
x~x+4 歳	${}_5m_x(t) = \frac{D'_{x-x+4}}{P'_{x-x+4}} \dots (4)$	5~9 歳	${}_5q_5(t) = \frac{{}_5m_5(t)}{\frac{1}{5} + \frac{1}{2}{}_5m_5(t)} \dots (5)$
...		...	
80~84 歳	${}_5m_{80}(t) = \frac{D'_{80-84}}{P'_{80-84}}$	x~x+4 歳	${}_5q_x(t) = \frac{{}_5m_x(t)}{\frac{1}{5} + \frac{1}{2}{}_5m_x(t)}$
85 歳以上	${}_\infty m_{85}(t) = \frac{D'_{85+}}{P'_{85+}}$...	
		80~84 歳	${}_5q_{80}(t) = \frac{{}_5m_{80}(t)}{\frac{1}{5} + \frac{1}{2}{}_5m_{80}(t)}$
		85 歳以上	${}_\infty q_{85}(t) = 1$

この死亡確率から、0歳の $l'_0 = 100\,000$ を基数として1歳、5歳、…、x歳、…、85歳時の生存数 l'_x が計算され、線型に補完することで0歳、1~4歳、5~9歳、…x~x+4歳、…、80~84歳の生存人年 ${}_nL'_x$ が計算される。85歳以上の生存年数 ${}_\infty L_{85+}$ については85歳時の生存数を85歳以上の中央死亡率で除すことで得た。生命表生残率は、当該年齢の生存年数の比であり、具体的には(6)式で計算した。

出生→0~4 歳 $\dot{S}'_{0-4} = \frac{{}_1L'_0 + {}_4L'_{1-4}}{500\,000}$

0~4 歳→5~9 歳 $\dot{S}'_{5-9} = \frac{{}_5L'_{5-9}}{{}_1L'_0 + {}_4L'_{1-4}}$

...

$$x-5 \sim x-1 \text{ 歳} \rightarrow x \sim x+4 \text{ 歳} \quad \dot{S}'_{x-x-4} = \frac{{}_5L'_x}{{}_5L'_{x-5}} \quad \dots (6)$$

...

$$75 \sim 79 \text{ 歳} \rightarrow 80 \sim 84 \text{ 歳} \quad \dot{S}'_{80-84} = \frac{{}_5L'_{80-84}}{{}_5L'_{75-79}}$$

$$80 \text{ 歳以上} \rightarrow 85 \text{ 歳以上} \quad \dot{S}'_{85+} = \frac{{}_\infty L'_{85+}}{{}_5L'_{80-84} + {}_\infty L'_{85+}}$$

このように計算された期首年と期末年の生命表生残率の年齢別平均をこの間の生残率とした。すなわち、 $t-5 \sim t$ 年に $x-5 \sim x-1 \rightarrow x \sim x+4$ 歳になるコーホートの生残率は $S'_{x-x-4} = \frac{1}{2}(\dot{S}'_{x-x-4}^{t-5} + \dot{S}'_{x-x-4}^t)$ で求めた。

ただし、シンガポールにおける男女民族別の生命表の作成では、1975年と1985年について、70～84歳の年齢5歳階級別人口が利用できない。また、1995年については80～84歳の人口が利用できない。さらに、人口センサス実施年以外では各歳の人口も利用できないので、1975年、1985年、1995年及び2005年の1～4歳人口を推定する必要がある。

まず、1975年と1985年の生命表の作成にあたっては、70歳以上5歳階級の死亡確率及び85歳以上の年央死亡率は直線的に変化すると仮定し、前後の生命表作成年次の平均とした。また、1995年についても、80～84歳と85歳以上の死亡確率及び85歳以上年央死亡率は、それぞれ1990年と2000年のものの平均を用いて生命表を作成した。

1975年、1985年、1995年及び2005年の1～4歳人口の推定にあたっては、過去5年間の各年の出生数から死亡数を差し引いたものを用いて0歳と1～4歳割合を推定した。すなわち、 t 年に0～4歳各歳のコーホートサイズは(7)式で推定した。

$$\begin{aligned} P'_0 &= B' - \frac{1}{2}D'_0 \\ P'_1 &= B'^{-1} - \frac{1}{2}D'^{-1}_0 - \frac{1}{2}(D'_0 + D'_1) \\ P'_2 &= B'^{-2} - \frac{1}{2}D'^{-2}_0 - \frac{1}{2}(D'^{-1}_0 + D'^{-1}_1) - \frac{1}{2}(D'_1 + D'_2) \quad \dots (7) \\ P'_3 &= B'^{-3} - \frac{1}{2}D'^{-3}_0 - \frac{1}{2}(D'^{-2}_0 + D'^{-2}_1) - \frac{1}{2}(D'^{-1}_1 + D'^{-1}_2) - \frac{1}{2}(D'_2 + D'_3) \\ P'_4 &= B'^{-4} - \frac{1}{2}D'^{-4}_0 - \frac{1}{2}(D'^{-3}_0 + D'^{-3}_1) - \frac{1}{2}(D'^{-2}_1 + D'^{-2}_2) - \frac{1}{2}(D'^{-1}_2 + D'^{-1}_3) - \frac{1}{2}(D'_3 + D'_4) \end{aligned}$$

そして、男女民族別に(7)式で推定された t 年の0～4歳各歳のコーホートサイズに占める1～4歳の割合を、一般世帯調査や統計年鑑から得られる t 年の男女民族別0～4歳人口に適用することで t 年1～4歳人口を推定した。

本稿で主に検討する指標は総人口及び年齢3区分別人口に1970年を100とした場合の2010年の指数、年齢3区分割合と年齢割合の1970～2010年の変化である。そして、(3)式の関係を用いて、(8)式に示すとおり、自然増減(出生及び年齢構成の変化、死亡)と

社会増減（転入超過）の総人口と年齢3区分人口の増加率への寄与を分解する。

$$\frac{\sum_{x=a}^{\bar{a}} P_x^t - \sum_{x=a}^{\bar{a}} P_x^{t-5}}{\sum_{x=a}^{\bar{a}} P_x^{t-5}} = \frac{(P_{a-5}^{t-5} - P_a^{t-5}) - \sum_{x=a}^{\bar{a}} D_x^t + \sum_{x=a}^{\bar{a}} M_x^t}{\sum_{x=a}^{\bar{a}} P_x^{t-5}} \dots (8)$$

なお、死亡数は生残率を推定されたもの（ $D_x^t = (1 - S_x^t) \cdot P_{x-5}^{t-5}$ ）、転入超過数も静態統計間で生残率を用いて推定されたものである（ $M_x^t = P_x^t - S_x^t \cdot P_{x-5}^{t-5}$ ）。また、総人口の指数と年齢別の指数及び年齢割合には（9）式の関係がある。年齢割合の変化については（10）式の関係がある。

$$\begin{aligned} \frac{P^t}{P^{t-5}} &= \frac{P^t \sum_a r_a^t}{P^{t-5}} = \frac{P_{0-14}^t + P_{15+64}^t + P_{65+}^t}{P^{t-5}} \\ &= \frac{P_{0-14}^t P_{0-14}^{t-5}}{P_{0-14}^{t-5} P^{t-5}} + \frac{P_{15-64}^t P_{15-64}^{t-5}}{P_{15-64}^{t-5} P^{t-5}} + \frac{P_{65+}^t P_{65+}^{t-5}}{P_{65+}^{t-5} P^{t-5}} = \sum_a \frac{P_a^t}{P_a^{t-5}} r_a^{t-5} \dots (9) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} r_a^t - r_a^{t-5} &= \frac{P_a^t}{P^t} - \frac{P_a^{t-5}}{P^{t-5}} \\ &= \frac{P_a^t}{P^{t-5}} \left(\frac{P_a^t - P_a^{t-5}}{P_a^t} - \frac{P^t - P^{t-5}}{P^t} \right) \dots (10) \\ &= \frac{P_a^t}{P^t} \frac{P^t}{P^{t-5}} \left(\frac{P_a^t - P_a^{t-5}}{P_a^t} - \frac{P^t - P^{t-5}}{P^t} \right) \end{aligned}$$

ここで、 P^t は t 年の民族別総人口、 r_a^t は t 年の民族別 a 歳割合である。

いうまでもなく、総人口の指数は期首年齢割合をウェイトとした年齢別指数の平均であり、シェアの大きな年齢の人口増減ほど総人口の増減を左右する。年齢割合は総人口の増加率と年齢別人口の増加率のどちらが速いかによって増減し、総人口の増加率よりも大きな増加率の年齢の割合は上昇する。逆に、総人口が増加するとき、その増加速度より遅い（もしくは減少している）年齢別人口の割合は低下する。また、たとえば総人口が一定で年齢別人口が増加するとき年齢割合は上昇するし、年齢別人口が一定でも総人口が大きくなれば年齢割合は低下するというように、年齢割合の差の大きさは期末年齢別人口と期首

総人口の規模の比にも左右される。この期末年齢別人口と期首総人口の比を本稿では「規模効果」と呼ぶことにする。なお、(10) 式の第 3 等式の右辺第 1 項は年齢割合であり、両辺を年齢割合で除すと、年齢割合の増加率は総人口の指数及び年齢別人口と総人口の増加率の差の積によって表されることがわかる。

2. シンガポールにおける主要民族別にみた総人口及び年齢別人口の動向：1970～2010 年

表 2 に、シンガポールにおける主要民族別にみた 1970 年を 100 とした場合の 2010 年人口の指数と、1970 年及び 2010 年の年齢 3 区分割合とその変化を示す。なお、参考として本稿末にはより詳細な期間別の民族別人口の指数と年齢割合の推移を示した（表 A-1）。

表 2 シンガポールにおける主要民族別にみた 1970～2010 年の指数と年齢 3 区分割合

	総数	0-14歳	15-64歳	65歳以上
2010年の指数(1970年=100)				
総数	181.8	81.3	231.5	487.8
中国系	176.8	73.8	223.9	468.5
マレー系	161.8	78.0	222.8	591.1
年齢3区分割合				
1970年				
総数	100	38.8	57.9	3.3
中国系	100	37.6	58.6	3.8
マレー系	100	46.4	51.9	1.7
2010年				
総数	100	17.4	73.7	9.0
中国系	100	15.7	74.2	10.1
マレー系	100	22.4	71.5	6.1
差(2010年－1970年)				
総数	100	-21.4	15.8	5.6
中国系	100	-21.9	15.6	6.3
マレー系	100	-24.0	19.6	4.5

シンガポールの総人口は 1970 年の 2,074,507 人から 2010 年の 3,771,721 人へと 1.818 倍に増加した。民族別にみると、中国系の人口は 1970 年の 1,579,866 人から 2010 年の 2,793,980 人の 1.768 倍になったのに対し、マレー系の人口は 1970 年の 311,379 人から 2010 年の 503,868 人へと 1.618 倍であった。

年齢別にみると、まず年少人口では総数で 2 割程度減少したが、中国系では 2010 年の指数が 73.8 と 4 分の 3 未満になっており、マレー系でも 2010 年の指数が 78.0 と 2 割以上減少した。表のなかで総数の指数がもっとも大きくなっているのは、中国系やマレー系以外

の民族で年少人口が増加したためである。

生産年齢人口については、総人口の指数が 231.5 と 1970 年から 2010 年の間に 2.3 倍程度になった。生産年齢人口の中国系の指数は 223.9、マレー系は 222.8 であり、その差は 1 ポイント程度であった。

これらに対し、65 歳以上人口の変動には大きな民族差があった。総人口の 2010 年の指数は 487.8 だが、中国系の 2010 年の指数はこれより小さい 468.5 であった。マレー系の 2010 年の指数は 591.1 であり、1970 年から 2010 年にかけて 65 歳以上人口の規模は 6 倍ほどに膨らんだことになる。

年齢割合についてみると、まず総人口の年少人口割合は 1970 年の 38.8%から 2010 年の 17.4%へと 21.4 ポイント低下した。中国系の人口では 1970 年には 37.6%が 0～14 歳であったが、2010 年の 0～14 歳人口は 15.7% (21.9 ポイント低下) である。これに対し、マレー系では 1970 年には 0～14 歳人口は 46.4%と半分近くを占めていたが、2010 年の 0～14 歳人口割合は 22.4%と 2 割近くにまで、24.0 ポイント低下していた。2010 年時点の 0～14 歳人口割合は、依然としてマレー系の方が中国系よりも高いが 1970～2010 年の変化幅はマレー系の方が大きかった。

生産年齢割合については、総人口では 1970 年に 57.9%をしめる 15～64 歳人口は 2010 年には 74.2%を占めており、15～64 歳人口割合は 15.8 ポイント上昇した。中国系では 1970 年から 2010 年にかけて、15～64 歳人口の割合は 58.6%から 74.2%へと、15.6 ポイント上昇した。同じ期間のマレー系の 15～64 歳人口の割合は 51.9%から 71.5%になっており、19.6 ポイントの上昇であった。

65 歳以上人口については、総人口では 1970 年に 3.3%をしめる 65 歳以上人口は 2010 年には 9.0%を占めており、65 歳以上人口割合は 5.6 ポイント上昇した。中国系では 1970 年から 2010 年にかけて、65 歳以上人口の割合は 3.8%から 10.1%へと、5.6 ポイント上昇した。同じ期間のマレー系の 65 歳以上人口の割合は 1.7%から 6.1%になっており、4.5 ポイントの上昇であった。マレー系の 65 歳以上人口の規模は実数では 6 倍ほどに膨らんだが、割合で見ると 2010 年においても依然として中国系と比べ相対的に若い年齢構造が維持されていることになる。

ここでの人口増加率は期首人口に対する比である。そのため、期首人口の割合が大きな年齢の指数ほど総人口の指数への寄与が高くなる。中国系と比較してマレー系の人口では、1970 年の 0～14 歳人口割合が大きく、0～14 歳人口は 2 割以上減少したため、総人口の増加もマレー系では中国系よりゆるやかになっていた。

3. シンガポールにおける主要民族別にみた総人口及び年齢別人口の増加要因：1970～2010 年

第 2 節でみた人口の規模と年齢構造の変化及びその民族差の背後には、人口変動の要因である出生、死亡及び人口移動の動向の違いがある。まず、出生及び死亡に関連して、第 1 節の方法で作成された 1970 年から 2010 年まで 5 年毎の生命表による平均寿命及び 1970

～1975年から2005～2010年の各5年間の出生率の推移を民族別にみる。つづいて、民族別に年齢別人口増加率を出生、死亡及び人口移動の各要因に分解し、それぞれの要因の寄与をみる。

表3に、シンガポールにおける主要民族別男女別にみた平均寿命を示す。

中国系の平均寿命は1970年から2010年にかけて、男性で66.2歳から79.8歳へと13.6年の伸長、女性では73.2歳から85.4歳へと12.2年伸びた。マレー系の平均寿命は1970年から2010年にかけて、男性で66.5歳から75.5歳へと10.0年の伸長、女性では67.0歳から78.3歳へと11.2年伸びた。

表3 シンガポールにおける主要民族別男女平均寿命の推移

年次	男女計			男			女		
	総数	中国系	マレー系	総数	中国系	マレー系	総数	中国系	マレー系
1970	68.9	69.6	66.2	65.9	66.2	65.5	72.3	73.2	67.0
1975	70.4	71.1	68.0	67.5	67.9	66.9	73.8	74.6	69.3
1980	71.4	72.2	69.4	68.8	69.4	68.7	74.3	75.1	70.2
1985	73.2	74.0	71.3	70.5	71.1	70.2	76.2	76.9	72.5
1990	75.1	76.1	72.1	72.5	73.2	70.9	78.0	78.9	73.5
1995	76.3	77.3	72.6	73.6	74.5	71.5	79.1	80.1	73.9
2000	78.2	79.0	74.3	75.7	76.1	73.4	80.7	81.8	75.2
2005	80.0	80.9	75.6	77.2	78.0	74.3	82.6	83.7	76.9
2010	81.6	82.7	76.9	78.9	79.8	75.5	84.3	85.4	78.3
2010年－1970年	12.8	13.1	10.7	13.0	13.6	10.0	11.9	12.2	11.2
1970～2010年 増加率(%)	18.5	18.8	16.1	19.7	20.5	15.3	16.5	16.6	16.8

いずれの年次においても男女ともにマレー系より中国系の平均寿命の方が長い。また、1970年の水準が低いためマレー系女性の増加率は中国系女性より大きくみえるものの、平均寿命の伸長幅は男女とも中国系の方がマレー系よりも大きい。死亡水準はマレー系より中国系の方が低く、その変化度合いも中国系の方が大きいといえる。

表4に、シンガポールにおける主要民族別にみた出生率の推移を示す。ここでいう出生率とはt-5年7月からt年6月の出生数を期間中央再生産年齢女子人口(t-5年とt年の15～49歳女子人口の平均)で除したものであり、女性がこの間の(一定の)出生率にしたがって子どもを産んだ場合の数と解釈するため観察期間の長さ(5年)で割って再生産期間(35年)倍した。

中国系の出生率は1970～1975年の2.92から2005～2010年の1.17へと1.16ポイント低下(0.40倍)した。マレー系では、1970～1975年の3.11から2005～2010年の1.61へと1.50ポイントの低下(0.52倍)である。1970～2010年の平均は中国系1.82に対し、マレー系は2.45であり、出生率の水準は中国系よりもマレー系の方が1970～2010年の間を通しおおむね一貫して高く、マレー系の方が低下の度合いも緩やかであるといえる。

表5に、シンガポールにおける主要民族別にみた年齢3区分別人口増加率の変動要因と